



JF ニュースレター 2020.4.27

新型コロナウイルス関連情報 NO.27

飲食店に対する各都道府県の要請について・6報

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡慎一郎

政府は16日に開催した対策本部で、5月6日までの期間、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大することを決定しました。事業者への営業自粛等、緊急事態宣言を受けての具体的な措置は各都道府県が行います。今後の動向委より対策を見直す可能性もありますので、最新の情報は該当する自治体のホームページをご確認願います。

飲食店に対する要請について、現時点での自治体の対応（JF調べ）をお知らせします。

都道府県における飲食店への要請について(R2.4.26/16:00時点)

(○ 要請あり、— 調査時点では要請なし、は特定警戒都道府県)

	営業時間	酒類提供自粛		営業時間	酒類提供自粛		営業時間	酒類提供自粛
	5:00-20:00	19:00以降		5:00-20:00	19:00以降		5:00-20:00	19:00以降
北海道	—	○	石川	○	○	岡山	—	—
青森	○	○	福井	○	○	広島	○	○
岩手	—	—	山梨	利用者の入場制限等要請		山口	—	—
宮城	○	○	長野	○	○	徳島	—	—
秋田	○	○	岐阜	○	○	香川	○※2	○
山形	夜間営業(20時以降)自粛		静岡	35市町が休業要請 ※1		愛媛	—	—
福島	○	○	愛知	○	○	高知	○	○
茨城	○	○	三重	○	○	福岡	○	○
栃木	—	○	滋賀	○	○	佐賀	○	営業時間内
群馬	○	○	京都	○	○	長崎	○	○
埼玉	—	○	大阪	○	○	熊本	○	○
千葉	—	○	兵庫	○	○	大分	—	—
東京	○	○	奈良	○	○	宮崎	—	—
神奈川	○	○	和歌山	—	—	鹿児島	○	○
新潟	○	○	鳥取	—	—	沖縄	○	○
富山	○	○	島根	—	—			

注: 飲食店には、接客を伴うナイトクラブ等は含んでいません。

テイクアウト、デリバリーは自粛の対象ではありません。

営業時間中は、併せて感染防止(3密)対策の実施を求めています。

県とは別に独自に要請している市や町もあります、自治体の最新情報を確認願います

※1 静岡県は自粛要請をしていないが、県内全ての市町が飲食店に連休期間中の休業を要請

※2 香川県は、うどん店(観光客が多い)について、5月2~6日の間、休業を要請

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF 会員にお送りしています。

この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせは JF 事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）にお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会のホームページにも掲載しています。 <http://www.jfnet.or.jp/>